

質問及び回答

質問事項 1	17日に提出する資料は企業体を構成する企業分が必要でしょうか？																		
回答	<p>様式第1号、様式第5号以外の提出書類は、すべてそれぞれの企業分が必要になります。 様式第1号は、別紙（記載例）のとおり連名で記入して下さい。 また、担当者欄は、代表構成員の会社の担当者を記入して下さい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; text-align: center;">参加申込に関する書類</td> <td>参加申込書【様式第1号】</td> </tr> <tr> <td>会社概要実績調書【様式第2号】</td> </tr> <tr> <td>予定担当技術者調書【様式第3号】</td> </tr> <tr> <td>配置予定技術者の資格が確認できる書類</td> </tr> <tr> <td>雇用関係が確認できる書類 (健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税通知の写しなど)</td> </tr> <tr> <td>情報セキュリティに関する調査票【様式第4号】</td> </tr> <tr> <td style="background-color: black; color: white;">対馬市競争入札資格を有していない者の追加書類</td> </tr> <tr> <td>履歴事項全部証明書（法人のみ。申込日前3ヶ月以内のもの。写し可。）</td> </tr> <tr> <td>身元(分)証明書（個人のみ。申込日前3ヶ月以内のもの。写し可。）</td> </tr> <tr> <td>納税証明書（申込日前3ヶ月以内のもの。写し可。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 対馬市税の未納がない証明書（本市に営業所を有する者のみ） ・ 所得税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（個人のみ） ・ 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（法人のみ） </td> </tr> <tr> <td>営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し</td> </tr> <tr> <td>財務諸表類（直近1年分のみ。）又は青色申告書等</td> </tr> <tr> <td>対馬市政治倫理条例（平成17年対馬市条例第1号）第5条第1項に規定する関係企業以外の者であることの誓約書</td> </tr> <tr> <td style="background-color: black; color: white;">共同企業体として申し込む場合の追加書類</td> </tr> <tr> <td>共同企業体協定書【様式第5号】</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類		参加申込に関する書類	参加申込書【様式第1号】	会社概要実績調書【様式第2号】	予定担当技術者調書【様式第3号】	配置予定技術者の資格が確認できる書類	雇用関係が確認できる書類 (健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税通知の写しなど)	情報セキュリティに関する調査票【様式第4号】	対馬市競争入札資格を有していない者の追加書類	履歴事項全部証明書（法人のみ。申込日前3ヶ月以内のもの。写し可。）	身元(分)証明書（個人のみ。申込日前3ヶ月以内のもの。写し可。）	納税証明書（申込日前3ヶ月以内のもの。写し可。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 対馬市税の未納がない証明書（本市に営業所を有する者のみ） ・ 所得税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（個人のみ） ・ 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（法人のみ） 	営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し	財務諸表類（直近1年分のみ。）又は青色申告書等	対馬市政治倫理条例（平成17年対馬市条例第1号）第5条第1項に規定する関係企業以外の者であることの誓約書	共同企業体として申し込む場合の追加書類	共同企業体協定書【様式第5号】
提出書類																			
参加申込に関する書類	参加申込書【様式第1号】																		
	会社概要実績調書【様式第2号】																		
	予定担当技術者調書【様式第3号】																		
	配置予定技術者の資格が確認できる書類																		
	雇用関係が確認できる書類 (健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税通知の写しなど)																		
	情報セキュリティに関する調査票【様式第4号】																		
	対馬市競争入札資格を有していない者の追加書類																		
	履歴事項全部証明書（法人のみ。申込日前3ヶ月以内のもの。写し可。）																		
	身元(分)証明書（個人のみ。申込日前3ヶ月以内のもの。写し可。）																		
	納税証明書（申込日前3ヶ月以内のもの。写し可。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 対馬市税の未納がない証明書（本市に営業所を有する者のみ） ・ 所得税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（個人のみ） ・ 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（法人のみ） 																		
	営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し																		
	財務諸表類（直近1年分のみ。）又は青色申告書等																		
	対馬市政治倫理条例（平成17年対馬市条例第1号）第5条第1項に規定する関係企業以外の者であることの誓約書																		
	共同企業体として申し込む場合の追加書類																		
	共同企業体協定書【様式第5号】																		

質問事項 2	様式 3 の予定担当技術者調書は、共同企業体の会社も含めて業務に関わるすべての関係者分が必要ですか？それとも主担当のみで良いですか？
回答	<p>共同企業体での参加申込の場合、二つの企業それぞれの技術者が関わるということになるため、それぞれの会社の調書が必要となります。 共同企業体での参加申込となれば、一次審査の評価についても数値等（従業員数、資格保有者数、実績数等）は、合算での評価になります。</p>

質問事項 3	配置予定技術者の資格が確認できる書類は、業務に関わるすべての関係者分が必要ですか？
回答	様式第3号の予定担当技術者調書を提出した方のみ、提出していただきます。

質問事項 4	<p>同種業務・類似業務について（実施要領他）</p> <p>①「まち・ひと・しごと総合戦略」に係る業務は、同種業務となるのかご教授願います。</p> <p>②「総合計画」及び「まち・ひと・しごと総合戦略」の評価業務は、類似業務となるかご教授願います。</p> <p>③マスタープラン（都市計画法第18条の2）は、類似業務となるかご教授願います。</p> <p>その他、同種、類似業務となる業務名等ございましたら、ご教授願います。</p>
回答	<p>①「まち・ひと・しごと総合戦略」の策定業務は、同種業務としていただいかまいません。</p> <p>②本業務は、計画策定業務の委託であるため、評価業務は類似業務とはなりません。</p> <p>③マスタープランについては、一からワークショップやアンケート等を活用し策定する場合は、同種業務としてとしかまいませんが、既存のマスタープランを改定する業務等においては、業務内容にもよりますがプラン改定にあたり会議等の開催支援、データ分析等をする場合は類似業務となります。単に更新等の改定業務は類似業務とは異なるものとさせていただきます。</p> <p>その他、同種業務・類似業務となる業務名については、対馬市ホームページに掲載しております計画をご確認下さい。</p> <p>【https://www.city.tsushima.nagasaki.jp/gyousei/shisei/keikaku/index.html】</p>

質問事項 5	<p>評価基準について（実施要領 別表1）</p> <p>①配置技術者の評価の視点について、複数名配置している場合、最も評価の高い技術者（個人）の配点が反映されるでしょうか。</p> <p>例えば、ABCの3名配置した場合（A技術士＋同種2件以上）、B（技術士のみ）、C（資格なし＋対馬の業務実績2件以上）の場合業務遂行能力はAの採点、地域精通度はCの配点が採用されると考えてよろしいでしょうか。</p>
回答	<p>①事業者を選定するものであるため、本業務に技術者A、技術者Cの二人の方が担当するのであれば、業務執行技術力は技術者A、地域精通度は技術者Cで採点します。</p> <p>よって、様式第3号の予定担当技術者調書は、技術者A、技術者Cのお二人の調書を提出していただきます。</p>

質問事項 6	仕様書 4 業務内容_ (4) 市民からの意見聴取について ①地域づくりの計画・宣言について、「見直し及び新規作成」については、別途地域及び関係部署が作成したものを反映するという考えでよろしいかご教授願います。
回答	①ご認識のとおりです。

質問事項 7	仕様書 4 業務内容_ (5) 対馬市総合計画審議会の運営支援について ①会場準備等について、受託者が会場の予約等も行うということかご教授願います。 ②審議会委員への報奨金は委託費の中に含まれないとの理解でよいかご教授願います。
回答	①会場については、市の会議室等を使用する予定としておりますので、予約等は本市担当部である政策企画で行います。 ②ご認識のとおりです。 審議会の案内等も含めて本市担当部である政策企画課で行います。

質問事項 8	仕様書 4 業務内容_ (8) 事務打ち合わせについて、仕様書 6 協議 ①中間の打合せ回数は、審議会開催前 4 回、推進会議、本部会議、作業部会開催前各 2 回の合計 6 回の認識でよいかご教授願います。 ②打合せについては、web等による開催も可能かご教授願います。
回答	①ご認識のとおりです。 審議会前 4 回、総合戦略推進会議 2 回、総合計画本部会議 2 回、作業部会 2 回の合計 10 回となります。 ②会議等開催前の打合せについては、会議資料の確認等、密度の濃い情報共有を図る必要があるため、なるべく対面での打合せが望ましいと思っておりますが、webによる打合せも対応したいと思います。 その際は、随時、本市担当部である政策企画課と協議して決定させていただきます。

質問事項 9	仕様書 7 提出書類_ (2) 成果品について ①総合計画（本編）及び概要版の概ねのページ数についてご教授願います。 本編は第 3 次計画の本編の内容となる約 80 頁程度、概要版は A3 両面程度でよろしかったでしょうか。
回答	①総合計画（本編）のページ数は、前回の第 2 次対馬市総合計画（後期計画）の 85 ページ程度を想定しております。 （ホームページ参照） 【 https://www.city.tsushima.nagasaki.jp/gyousei/shisei/keikaku/index.html 】 概要版については、A4 の見開きで（表裏含む。）16 ページ程度を想定しております。本編、概要版ともに企画提案の内容により若干の増減があると思っておりますので、その際はご了承願います。